

## 品川区認知症初期集中支援推進事業実施要綱

制定 平成30年3月28日 区長決定  
要綱第77号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号の規定に基づく認知症総合支援事業における認知症初期集中支援推進事業（以下「事業」という。）の実施について、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日厚生労働省老発第0609901号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）その他事業に関する法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、品川区（以下「区」という。）とする。ただし、事業（第4条に規定する委員会に関するものを除く。）の全部または一部を区が適当と認める者に委託して実施することができる。

(認知症初期集中支援チーム)

第3条 区は、実施要綱に定める認知症初期集中支援チームとして、品川区認知症初期集中支援チーム（以下「区支援チーム」という。）を置く。

- 2 区支援チームは、地域の実情に応じて配置するものとし、その配置箇所および数は、別に定める。
- 3 区支援チームの構成員（以下「チーム員」という。）は、次条に規定する委員会に出席しなければならない。

(認知症初期集中支援評価委員会)

第4条 区は、区支援チームの円滑かつ適正な運営を図るため、品川区認知症初期集中支援評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 区支援チームの設置および活動状況に関すること。
  - (2) 認知症初期集中支援の体制の整備に関すること。
  - (3) 事業の実施に関して必要な審議を行うこと。
- 3 委員会は、医療、保健または福祉に関わる者の18人以下および区の職員の委員で構成する。
- 4 委員会に委員長を置き、委員長は、福祉部長とする。
- 5 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員会に関する庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(個人情報保護)

第5条 チーム員は、事業を実施するにあたっては、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）およびこれに基づく規則等の規定に基づき、支援対象者および支援対象者の世帯の個人情報~~等~~およびプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。チーム員としての活動を退いた後も同様とする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。